

犯人識別供述の信用性

青木孝之*

- I 犯人識別供述の構造
- II 観察・記憶の限界と特質
- III 識別過程の問題点
- IV 供述主体の問題
- V 実証主義的な議論の重要性

I 犯人識別供述の構造

犯人識別供述 (Eyewitness Evidence of Identification) とは、第三者が、自らの記憶や認識に照らし、訴追の対象となっている被疑者あるいは被告人が当該犯罪事実の主体 (行為者) であると識別し、その同一性を承認する供述のことである。

まず、犯人識別供述は、供述証拠、すなわち、供述内容が真実であること (この場合は、被疑者・被告人が当該犯罪事実の主体であること) を立証する証拠の一類型であることを確認する必要がある。供述証拠は、供述者が、ある出来事を体験し (知覚; perception)、これを記憶して保持し (記憶; memory)、その記憶を再生して言語的に表現する (叙述; narration)、以上の過程を経て、法廷に現われる。人間の感覚器官や脳神経系統の能力の限界やそのメカニズムの特質に伴い、知覚、記憶、表現・叙述の各過程に誤りや不正確さが混入することは免れない。供述証拠一般が有する危険性は犯人識別供述にも存在するのである¹⁾。証拠構造に沿っていえば、犯人識別供述は、供述者が、犯罪及びこれに接着した場

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第17巻第3号 2018年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

面を目撃し（知覚；perception）、犯人と思われる人物の人相・風体を記憶した（記憶；memory）上で、犯人を同定する機会に、その判断内容や理由を言語的に表現する（叙述；narration）ことで成立する。したがって、その各過程に混入しやすい誤りを経験的に割り出し、注意を払うことが信用性吟味の出発点となる。具体的には、犯罪及びこれに接着した場面という非日常的で緊迫した場面で、どのように記憶が形成され保持されるのか、記憶の対象が、人相・風体という、それ自体意味付け（ストーリー性）が希薄なものであることをどう見るのかなどが、問題となろう。

供述証拠であることに由来する一般的な問題点に加え、犯人識別供述には、固有の問題点も存する。それは、知覚、記憶、表現・叙述という各過程に加え、記憶と表現・叙述の過程の間に、犯人識別（identification）という過程が存在することである²⁾。すなわち、犯人識別供述においては、供述者（目的者）において、犯人像（人相・風体）の記憶が形成・保持された後、捜査官の求めに応じ、記憶を再生し、提示された写真ないし実物と比較対象の上、自身の記憶にある犯人像と、写真ないし実物から伺われる犯人像との同一性を判断する過程が存在する。その結論と理由が言語的に表現され、供述証拠として成立する。したがって、供述者の記憶にある犯人像と写真・実物から伺われるそれとを比較対照する、その固有の過程に混入しがちな誤りを検討すべき必要が生じるのである³⁾。

さらに、犯人識別供述の供述者（主体）は、被疑者・被告人以外の第三者であることにも留意すべきである。その点で、被疑者・被告人自身が犯罪事実の主体であることを承認する供述証拠である自白と区別される。その一方で、犯人識別供述は、自白と同様、伝統的に、事実認定を誤らせる定型的な危険性を持つ証拠として扱われてきた⁴⁾。その主たる原因は、供述の信用性が肯定された場合、犯

1) 司法研修所編『犯人識別供述の信用性』〔法曹会、1999年〕2頁。木山暢郎「犯人識別供述の信用性と裁判員裁判におけるその審理」木谷明編『刑事事実認定の基本問題〔第3版〕』〔成文堂、2015年〕272～273頁。

2) 木山・前掲注1) 273頁。

3) 石井一正『刑事訴訟の諸問題』〔判例タイムズ社、2014年〕428頁以下は、犯人識別供述には、伝聞法則の基礎となる供述証拠一般が有する危険性のほか、一連の犯行を目撃したことを内容とする供述が有する固有の危険があるとする。

罪事実を直接認定することが可能になる、そのドラスチックな性質（「直接証拠性」とでもいうべきか）にあると考えられる。一見したところ、供述の経過や動機に特に疑問もないのに、供述者が、特定の個人が犯罪の主体であると名指しして供述することのインパクトは大きい。そのような証拠が存在しても、なお有罪方向の心証形成に慎重を期することは、裁判員にとっても、また職業裁判官にとっても、困難なことである。このような自白とのアナロジーからは、犯人識別供述それ一本で犯罪事実を認定することが妥当なのか、何らかの補強証拠が必要ではないのか⁵⁾、あるいは、複数の犯人識別供述が合致することは、単純にその信用性を高める事情と考えてよいのか⁶⁾といった問題意識が生じることになる。次章以下、上述した基本構造に沿って、犯人識別供述の信用性評価に関わる幾つかの問題点を検討する。

II 観察・記憶の限界と特質

供述証拠が、証拠として形を成す前提には、人間の観察・知覚・記憶という精神作用がある。ここで、そもそも、人の観察力・記憶力は、非常に脆弱なものであることが銘記されなければならない。法律論や裁判上の事実認定からいったん離れて、日常生活の場面に引き直して考えてみよう。われわれは、起臥寝食にはじまり、毎日、無数の生活場面を経験している。その中で、特定の人物の容貌や特徴を具体的に記憶し、その記憶にもとづき個人を正確に同定できることがどれほどあるだろうか。例えば、筆者は、これを書いている日の朝、家族を自家用車に乗せて自宅近くのバス停留所まで送って行った。しかし、その際、バス停留所に居合わせた人の容貌・風体などは到底思い出せない。そんなことは当然である、今さら何を言い出すのかと訝るむきがあるかもしれない。しかし、そもそもなぜ

-
- 4) 木山・前掲注1) 269～270頁は、犯人識別供述は、捜査段階における自白とともに、事実認定を誤らせる危険な証拠の代表格であるとする。
- 5) 司法研修所編・前掲書注1) 105頁以下は、実際の裁判例を素材に、犯人識別供述と補強証拠の在り方について詳細な検討を加える。
- 6) 司法研修所編・前掲書注1) 86～91頁は、複数の目撃者が存在する事例における、犯人識別供述の信用性を分析する。

記憶がないのかを考えてみると、居合わせた人の顔を覚えることに関心も利害もなく、有意な注意を払っていないこと（観察の無意識性）、人の容貌・風体が、犯罪事実のような意味まとまり（ストーリー性）を持たず、記憶のとっかかりに乏しい断片的なものであること（対象の断片性）、しかも、よほどのことがない限り、他と識別できる際立った特徴を備えていないものであること（対象の無個性）などによるものであろう。これだけの考察から、既に基本的な注意則が抽出できる。すなわち、われわれが人の容貌等を認識し記憶する場合、リアルタイムで生起する社会的事実と関連付け、注意を払って観察すればするほど、記憶の正確性が高くなる。また、認識・記憶の対象が具体的な意味づけをもつものであればあるほど、個性的なものであればあるほど、記憶の質も高くなる。このような注意則から、さらにバリエーションの注意則が派生する。例えば、前者の注意則からは、犯罪事実という特殊な事実が生起したことを意識して人の容貌・風体を観察した者の記憶は、そのような意識をもたない者（家族を車で送っていった筆者のように）の記憶よりも信用性が高いとすることができる。この理を突き詰めていけば、犯罪被害を被るという苛烈な体験をした供述者（犯罪被害者）による犯人識別供述は、意識を極度に集中させた状況下での体験供述として信用性が高いと言えそうであるが、犯罪被害に伴う狼狽、混乱、恐怖、さらには強い処罰感情等の影響を受けた供述という評価も可能であり、そう簡単に割り切れるものではない。

さて、その一方で、筆者は、家族をバス停留所へ送っていた際、そこにいた娘の同級生のお母さんの顔を克明に記憶している。今後、路上ですれ違っても、よそ見していたなどの不注意がない限り、ほぼ確実に識別できる自信がある。それは、上記のお母さんが、娘の送り迎えの際に日常的に顔を合わせ、何度か会話も交わしたことのある、既知の人物だからである。既に触れたとおり、未知の人物が対象である場合は、よほど意識を集中させて観察する特段の事情がない限り、際立った特徴のない人の容貌・風体を正確に記憶することは難しい。これに対し、既知の人物が対象である場合は、容貌等に関する記憶を形成する必要がない。もともと形成され保持されていた記憶を必要に応じて再生し、その時点で視覚等から入ってくる情報と照合するだけである。したがって、当該目撃時に形成された

記憶の正確性を問題にする必要がなく、その分、個人を同定する供述の信用性が高まるのである。ここからは、未知の人物を対象とする識別供述は信用性が低く、既知の人物を対象とする識別供述は信用性が高いという一般的な注意則が導かれる。

Ⅲ 識別過程の問題点

前記のとおり、犯人識別供述固有の問題点は、供述者の記憶に残存する犯人像と捜査官から写真や実物で提示された人物像を照合し、その同一性を検証する、犯人識別過程が存在することである。この識別過程は、被疑者・被告人と真犯人の識別を求める捜査機関によって人為的にもたらされるものであるから、まず、捜査手続に求められる手続としての適正さ・合理性が問題になる。また、供述者の記憶と捜査官が把握する犯人像とを照合する作用である性質上、識別の過程で、供述者の記憶や認識に何らかの影響を与える要因がないのかも問題となる。これらについては、これまでもルール策定を視野に入れた幾つかの問題提起がされてきた⁷⁾。以下、主要な問題点を検討する。

1 当初記憶の保存

識別が、供述者の当初の記憶と、識別時に知覚した人物像とを照合する作業である以上、まずもって、当初の記憶が的確に保存されなければならない。ところが、わが国の実務においては、そのことが必ずしも十分意識されていない例が散見される。捜査機関にも言い分はあろう。例えば、目撃者の通報により犯行直後の現場に臨場した場合、警察官としては、手早く目撃者から犯人の容貌・特徴を聞き出し、直ちに犯人の検索に当たらなければならない。したがって、丁寧に事情聴取を行うのが困難な事例も存在しよう。しかし、人間の記憶には、時間の経過に伴う劣化、その後得られた情報による汚染・変容が必ず起こる。オリジナル

7) 例えば、法律学と心理学が協働する立場からの提言として、法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会編『目撃供述・識別供述に関するガイドライン』〔現代人文社、2005年〕

な記憶、及び、それを言語化した初期供述の重要性は圧倒的なものといってよい。そうだとすれば、できるだけ早期の段階で、目撃者が供述する犯人の容貌、風体に関する特徴、犯人の言動等、個人の特定に資する事項を、その前提となる目撃状況等も含め、証拠化して残しておくべきである⁸⁾。

その上で、より重要なことは、証拠化された資料を弁護人に開示し、反対当事者の観点からの吟味に供することである。この点については、実務経験の豊富な木山暢郎判事の指摘が示唆に富む。木山判事によれば、検察官請求にかかる識別供述を録取した調書が開示対象になるのはもちろんのこと（刑訴法316条の14）、犯人識別供述の信用性検討の上で重要な、初期供述や初期選別の根拠に関する供述を録取した調書も、当然に類型証拠開示（同条の15第1項5号）の対象となる。また、現場の視認状況に関する検証調書、実況見分調書、捜査報告書もすべて類型証拠開示の対象となる（同項3号）。ここまでは、異論の少ないところであろう。ところが、木山判事は、上記に加えて、識別供述者の初期供述が含まれる現行犯人逮捕手続書なども、その重要性にかんがみて、初期供述を録取した供述調書に準じると解する余地があるのではないかという⁹⁾。この解釈論が、刑訴法316条の15第1項5号を根拠とするものか、それとも、捜査報告書を巡って議論されているように同項6号を根拠とするものか¹⁰⁾、必ずしも判然とはしないが、いずれにしても議論のあるところであろう。しかし、本稿のテーマとの関係で重要なのは、裁判員とともに供述の信用性判断を行うために、公判前整理手続を実施して争点や証拠の整理に努める立場にある職業裁判官が、現行犯人逮捕手続書なども弁護人に開示し、判断資料に加えることが望ましい旨の認識を示していることである。少なくとも、任意開示のレベルでは、このような取り扱いが望ましいことは、論を待たないであろう。

さらにいえば、部分的にせよ取調べの録音・録画（刑訴法301条の2）が制度化された現在の運用としては、初期供述の録取場面（多くの場合、刑訴法223条

8) 司法研修所編・前掲書注1) 92～94頁。

9) 木山・前掲注1) 289頁。

10) 山崎学『公判前整理手続の実務』〔弘文堂、2016年〕273～274頁、大阪弁護士会裁判員制度実施本部編『コンメンタール公判前整理手続・補訂版』〔現代人文社、2010年〕119～121頁。

にもとづく参考人取調べということになろう)を、被疑者の取調べ同様、リアルタイムでDVDないしBDの記録媒体に録音・録画すべきである。被疑者取調べが録音・録画されることになったのは、自白という直接証拠のインパクトの大きさに起因し、自白を得ようとするあまり、取調べが行き過ぎる場合のあることが出発点であった。前記のとおり、直接証拠としてのインパクトの大きさという点では、第三者による犯人識別供述も、自白と異ならない。それゆえ、犯人識別の結果を急ぐ捜査官が供述者に有形無形の影響を与え、供述を歪める危険性がある。だとすれば、自白採取の場合と同様、取調べの行き過ぎを抑制するために、取調べを録音・録画し、事後の検証を可能にしておくべきことになろう。刑事事実認定を専門分野とする渡部保夫教授は、英米法の文献からわが国の裁判例まで網羅した浩瀚な研究において、英国の警察実務に関するグランヴィル(Granville Williams)の、「目撃証人のオリジナルな供述を正確に記録することの重要性に鑑み、かつ捜査官による誘導・暗示などの介入の有無を確認する目的を兼ねて、最初の事情聴取は必ずテープ録音すべきである」旨の言説を紹介している¹¹⁾。また、無罪弁護士と異名をとる今村核は、現行法及びその運用上、検察官による証人テスト(公判での証人尋問前に証人に接触し、その供述内容を確認すること)を事実上制限なく行うことが可能なわが国の現状にかんがみ、次のようにいう。「制度的な問題として、参考人の事情聴取や証人テストの録音・録画化がぜひとも必要である」。「たったひとつの言葉でさえ、暗示・誘導効果をもち、記憶の変容をもたらすのであるから、目撃者、被害者の供述の起源を探り、その供述が真に目撃者、被害者の体験記憶に起源をもつのか、そうではなく、捜査官に示唆されたことを自らの記憶に取り込んでしまっているかなど、微妙な問題を解決するには録音・録画しかない。その必要性は、参考人取調べの方が、被疑者取調べよりもむしろ大きいほどであると思われる。なぜならば虚偽自白をした者は、供述の起源を自覚しているが、暗示を受けて記憶が変容した目撃者、被害者は供述の起源を自覚できないことが多いからである」¹²⁾。これらの問題提起は、広汎

11) 渡部保夫『無罪の発見——証拠の分析と判断基準——』〔勁草書房、1992〕160頁。

12) 今村核「間違った目撃・被害者供述はどのように生じるのか」浜田寿美男・責任編集『シリーズ刑事司法を考える・第1巻 供述をめぐる問題』〔岩波書店、2017年〕143頁。

な文献・裁判例の検討と高いレベルでの思索・実践に裏付けられたものである。現在の学説及び実務は、まだ解決の道筋を見い出せていないが、早急に制度的手当ての検討に入るべきであろう。

2 記憶の変容

犯人目撃時に形成された初期の記憶は、供述者の脳内に識別時に至るまで保持される。そこでは、時間の経過による記憶の劣化が常に起こる。また、捜査の進展に伴い、捜査官からもたらされる情報や事件関係者との接触、さらには報道・風評といったものに至るまで、様々な要因が影響を与え、記憶を変容させる可能性がある。このような変容は、初期供述場面から識別場面に至るすべての場面で起こり得ることに留意しなければならない。

まず記憶の劣化から確認しよう。時間の経過に伴う記憶の希薄化・変容は誰しも経験するところであるが、厄介なことに、時間が経過しているにもかかわらず、証人の記憶に関する自信は弱まらず、かえって強まることがしばしばある、といわれている¹³⁾。その反面、目撃と識別の時間的間隔が短くても、それだけで信用性を肯定できることにはならない。記憶内容の変容は、知覚の瞬間ないし直後から始まることが心理学的実験によって明らかにされているからである¹⁴⁾。門外漢の筆者が述べるのも不遜であるが、おそらく、人間の記憶とは、客観的に存在する外部の事象を感覚器官により知覚し、その情報を脳内で解釈して格納するというメカニズムに尽きるものではなく、対象となる事象を知覚する以前に蓄積された情報とも照らし合わせてひとつの像を結び、それを対象の実像であると認識する、総合的な作用だということかもしれない。いずれにせよ、時間の経過は、記憶の質を低下させる方向に働く事情であるが、あとは個別に、視認条件、観察の質、記憶の根拠、記憶の変容の可能性等とも照らし合わせつつ、識別者が記憶する（と称する）内容を吟味するしかないということであろう。

次に、外部からの情報による記憶の汚染（contamination）について検討する。捜査官による、特定の人物が犯人である蓋然性が高い旨の暗示は、多くの場合、

13) W. R. LaFave & J. H. Israel, *Criminal Procedure*. Vol. 2. 1984, p 551.

14) 相良守次『記憶とは何か』〔岩波新書、1950年〕50頁。

嫌疑の対象者を絞り込み、いよいよ識別手続を実施するという段階になって与えられる。しかし、そこに至る過程で、捜査官は、捜査情報を照合し総合的に分析・検討している。その中で、何らかの形で目撃者と接触し（例えば事情聴取）、その際に、その時点で保有する捜査情報を意識的あるいは無意識的にリークし、その結果、目撃者の当初記憶が変容することも十分あり得るであろう。やはり、参考人の事情聴取についても録音・録画は必要だといわなければならない。

他の事件関係者からの影響を受けて目撃者の記憶が変容することも考えられる。日本弁護士連合会人権擁護委員会編『誤判を語る』（1989年）253頁以下には、学園紛争に際して生じた大学総長に対する傷害事件において、当初、総長は、2人の犯人のうちの1人については、名前も知らないし顔も覚えていない旨供述していたにもかかわらず、その数日後になされた総長秘書の供述に影響を受け、結果的に無罪の判断を受けた被告人を犯人として識別した事例が紹介されている。総長は、初期供述においては、もう1人の犯人は識別できない旨供述していたが、総長秘書がもう1人の犯人の容貌を比較的詳しく述べた後、検察官の事情聴取を受けた際には、犯人は、既知の人物であるMと、名前は知らないが顔はよく覚えている長身の学生の二人である旨供述し、写真面割により、この長身の学生がIであると同定した。そして、公判においても、Iが犯人である旨の証言を維持したのである¹⁵⁾。渡部は、心理学的知見¹⁶⁾を引用しつつ、「記憶の保持期間中に入り込んだ事後情報により原始記憶に不当な変化が生じることは、心理学的にも証明されており」、上記「傷害事件にみられるような間違った証言はいくらでも生じうるであろう」と述べている¹⁷⁾。改めて銘記すべき教訓だと思われる。

さらに、通信情報システムが画期的に発達した現代社会においては、マスメディアによる報道やインターネット上の情報によって、いったん保持された目撃者の記憶が影響を受けることも考えられる。例えば、社会が注目し多くの報道がなされ、事実関係も複雑な事件で、複数の弁護人が防御の準備のため、依頼者（被疑者・被告人）との接見を重ねたとする。弁護人は法律実務家であり、各回の接

15) 渡部・前掲書注11) 148～149頁。

16) E. F. ロフタス著・西本武彦訳『目撃者の証言』（誠信書房、1987年）53頁以下。

17) 渡部・前掲書注11) 149頁。

見内容、時系列的な順番、供述の前提となった情報や資料などについて、意識して整理し、その都度記録化することを習慣化している。しかし、それでも、接見等が多数回に及ぶと、新しく得られた情報とその時点で明らかになっていた情報を前提にしたものか否か、その時間的順序や相互関係について混乱を生じることがある¹⁸⁾。ましてや、依頼者は、法律家のような訓練を受けていない生身の人間である。多数回やり取りした情報が蓄積する中で、事後に得られた情報に影響され、記憶が変容しても不思議ではない。筆者にも、ある供述が得られた時点でそのような報道が存在したことは物理的にあり得ないにもかかわらず、そのような報道の存在を前提に考え、供述したと証言する証人に遭遇した経験がある。供述者が、何を自分の記憶の根拠だと思い、正しい供述の機序だと考えるかは、まことにあやふやなものと言わざるを得ない。

3 識別手続

識別の過誤の多くは、捜査官から写真や実物で提示された犯人像と、目撃者の記憶の中にある犯人像を照合し同一性を確認する、識別手続の中で起こる。その主たる原因は、捜査官による有形無形の暗示である。

捜査官が目撃証人とされる人物に被疑者を単独で示して識別を求めること（単独面接）は、それ自体で暗示効果を伴うというのが常識である。ここでは、渡部が引用する2つの事例を挙げておこう。著名な冤罪事件である弘前大学教授夫人殺害事件（最判昭和28・2・19刑集7巻2号305頁）においては、夜間自宅に侵入した賊により、眼前で実の娘（大学教授夫人）を殺害された被害者の母親は、警察署において、後に全くの無実であることが明白になったN氏（確定審の被告人）を面割に供されるや、「間違いなく犯人です」と断言し、法廷でも「あまりに犯人に似ているので、卒倒してしまうほどであった」旨証言したという¹⁹⁾。また、札幌ホテル内窃盗事件（札幌弁護士会編『無罪事例集』（昭和61年）3頁）も示唆的である。この事件において、被害直後に作成された犯人の似顔絵及びそれに記載された犯人の特徴によると、犯人の身長は約150cmであり、顔に

18) 多くの場合、証拠や手控えを確認することによって、その混乱は直ちに解消する。

19) 渡部保夫『刑事裁判ものがたり』（潮出版社、1987年）141頁。

米粒大のほくろがあって、精悍な感じのする女性であり、窃盗被害を申告した被害者が一緒に浴室に入ったにもかかわらず、身体的な特徴や故障は報告されていない。その一方で、被告人の身長は135.5 cmであり、椎間板ヘルニアや脱臼性股関節症の影響で足を引きずり歩行するなど、当初描写された犯人像とは明らかに異なるところがあった。にもかかわらず、被害者は、警察官から示された前歴のある女性7名の顔写真から被告人のものを選別し、その後の単独面通しでも被告人が犯人であることを肯定した。その際、被害者は、警察官から、被告人について、「こいつは悪いやつだ、必ずやっているから」と言われたという²⁰⁾。この警察官の言動はもちろん論外であるが、以上から分かるとおり、そもそも犯人識別供述自体が、識別者の主観的条件に左右される不安定な証拠である上に、単独面接には、それ自体で不安定さを増幅する危険性がある。捜査官が暗示を与えることも容易である。したがって、単独面接方式は基本的に否定されるべき捜査手法であるが、わが国の捜査実務では、現在でもなお、単独面接方式が採られることが珍しくない。単独面接方式は暗示性が強いいため、できるだけ避けるべきである旨判示した板橋強制わいせつ事件最高裁判決（最判平成1・10・26判時1331号145頁）の教訓は、いまだ十分活かされているとはいえない。

その一方で、複数面接方式（いわゆる parade 方式又は line up 方式）にもとづき識別させれば、それで手続が公正だというわけではない。複数の識別対象の用意は、恣意や暗示の混入を防止するための最低限の前提でしかない。であるからこそ、英国では、原則的に、複数面接方式に際してソリスター等の立会を認め、米国やドイツ、フランスでは、弁護人の立会を認める。スペイン、イタリア等では、手続を捜査官ではなく司法官が監督し、記録を作成するとともに、面接については当該事件の捜査担当者以外の警察官が実施することが要請されている²¹⁾。写真による面割についても、同様のことが言える。英国のダブリン委員会は、誤った犯人識別供述を原因とする冤罪を契機に構成された調査・報告のための委員会であるが、写真面割による犯人識別手続について、当該事件の捜査を担当していない警部が手続を実施すること、識別者に示す写真集の作成に際しては、複数

20) 渡部・前掲書注11) 134頁、150～151頁。

21) 渡部・前掲書注11) 142頁。

面接におけるのと同様の配慮をし、被疑者の写真だけが目立つようなことを避け、かつ、写真の枚数は少なくとも12枚以上とすること、写真の選別は警部の面前で行わせ、決して助力を与えないこと、事前に写真を示してはならないこと、識別者が複数いるときは、必ず一人ずつ警部の部屋に呼んで写真集を見せ、ある証人の識別結果が他の証人に知られないよう配慮すること、以上の手続について、写真面割をした状況を明らかにする報告書を警部が作成し、その写しを弁護側に交付することなどを提案している²²⁾。これらの運用は、犯人識別供述の危険性に十分配慮したものであると同時に、それを扱う手続がどうあるべきかを、これ以上ないほど具体的に分かり易く示している。

仮に、識別手続自体が一応の合理性を保って実施されているように見えても、犯罪の主体を名指しするという特殊な任務を帯びた識別者は、警察官の何気ない言動や、時には悪意を含む（と、事後的に評価されてもやむを得ない）示唆から暗示を受け、識別を誤ることがある。前者（何気ない言動による暗示）の例としては、目撃者が警察署で犯人識別に臨む際に、捜査官同士の捜査情報のやり取りを聞き、影響を受ける場合などが考えられる。ある警察官が同僚の警察官に対し、真偽や正確性のほどは別にして、例えば、「現場の足跡の鑑定結果は、被疑者のものとしても矛盾しないそうだ」とか、「ずいぶん手こずらされたが、半分以上認めたとようなもんだ」などと小声で会話しているのを聞けば、特殊な心理状態にある識別者が影響を受けかねないことは誰にでも分かる理屈である。何気ない言動による暗示は、露骨で反発されかねない言動よりも強い効果を識別者に与える。また、識別者自身も、無意識のうちに影響を受けた場合の方が影響からの離脱は困難であり、同時に、影響を受けたことを事後的に検証するのも極めて困難であろう²³⁾。英国の著名なオスカー・スレイター事件は、証人が、看守らに戒護されて通りがかる被告人の姿を偶然見かけ、それが識別供述に多大な影響を与えた事案だとされる。この事件では、当初、3人の証人らは、警察官に対し、「事件当夜現場で見かけた男を識別することは困難である」旨の供述をしていた。ところが、たまたま裁判所の廊下で、看守らに連れられた被告人が通りがかったとこ

22) 渡部・前掲書注11) 142頁。

23) 渡部・前掲書注11) 137頁。

ろ、うち2人の証人が突然「あの男です」と叫んだ。以来、時間の経過とともに証人らの確信は強固なものとなり、法廷での犯人識別の際も、約30人の対象者の中から被告人を選別したのである²⁴⁾。

後者(悪意を含む示唆による暗示)の分かり易い例としては、警察官が、被疑者に前科が存在することを指摘ないし示唆するような場合が考えられる。米国ミシガン州のチャールズ・クラーク事件(再審無罪事件)においては、犯人識別者である女性が、当初捜査官からクラークについて尋ねられた際には、「犯人かどうか分からない」と答えていたにもかかわらず、面通しの機会に、クラークは過去に犯罪歴を有する人物であるといわれたため、犯人として識別するようになったとされる²⁵⁾。また、警察官が、犯人の同定・識別を急ぐあまり、目撃された犯人と同じ服装をさせたり、同じ動作を再現させたりしたうえで、識別供述を求めることも極めて危険である。暗示というより、ほとんど明示に近いレベルの刷り込みが起りかねない。これと単独面接方式が併用された場合には、採取された供述証拠の価値は、控えめに言っても、ほとんどない(犯人性肯定の決め手になり得ない)というべきであろう。渡部は、戦後間もない時期の著名事件である帝銀事件につき、被告人に犯人の着ていた白衣を着せ、長靴をはかせた上で、証人らに面接させたと報道されているが、それが事実ならば、そのようにして得られた識別供述は証拠価値希薄といってよいだろうと述べている²⁶⁾。証拠法の大家・ウィグモア(J. H. Wigmore)も、容疑者に囚人服を着せたり手錠を掛けた状態で証人に識別させることは乱暴きまわりない方法だと述べたとされる²⁷⁾。併せて確認しておくべき事柄であろう。

24) 渡部・前掲書注11) 138、142頁。

25) E. F. ロフタス・前掲書注16) 179頁以下。渡部・前掲書注11) 144頁。

26) 渡部・前掲書注11) 136頁。

27) 渡部・前掲書注11) 136頁。

IV 供述主体の問題

1 補強証拠等について

冒頭で述べたとおり、犯人識別供述は、自白と並び、事実認定を誤らせる類型的危険性をもつ証拠として扱われてきた。その実質は、信用性がいったん肯定されてしまうと、審判対象である犯罪事実を直接推認させる力をもつ、直接証拠性とでもいうべき証拠構造上の問題にある。しかも、供述の信用性を公判手続の中で吟味することは、かなり困難である。なぜならば、通常の供述証拠ならば、供述態度の誠実さ、供述内容の合理性、論理の一貫性など、教科書どおりの注意則により信用性を判断することが不可能ではないが、犯人識別供述の場合、犯罪事実の主体が被告人か否かという二者択一のテーゼが問題であるから、供述内容の合理性、論理の一貫性という観点からの吟味が機能しにくい。供述態度の誠実性という注意則については、むしろ危険すら内包している。変容された記憶や思い込みにもとづき、供述者が真摯に供述することも十分あり得るからである²⁸⁾。

その一方で、証拠の形式面に着目すると、犯罪事実を直接推認させる力をもつ供述証拠のうち、供述主体が被疑者・被告人本人であるもの（本人が犯罪事実を承認するもの）が自白であり、第三者であるもの（他人が犯罪事実を承認するもの）が犯人識別供述だと整理することもできる²⁹⁾。このような観点からは、犯人識別供述については、自白と同様、仮に判断者が供述を信用できると考えたとしても、それのみで犯罪事実を認定することが妥当なのかという議論が出てくるのは、ある意味自然なことである。もちろん、犯人識別供述には、自白と異なり、補強法則（憲法38条3項、319条2項）のような証拠法上の規制が明文で設けられていない。したがって、判断者が信用するに足りると判断すれば、供述一本で犯罪事実を認定することも理論上妨げられない。しかし、陪審が事実認定に従事する英米法圏を中心に、犯人識別供述のみで犯罪事実を認定することには危険が付きまとうから、証拠法上何らかの規制を設けるべきではないかという議論が、

28) 司法研修所編・前掲書注1) 106頁。

29) 本人の供述と第三者供述の中間形態として、両方の性質を具有する共犯者の供述があるが、議論が拡散するので、本稿では触れない。

根強く展開されてきたことを軽視してはならないであろう。裁判員裁判が定着した現在にあっては、なおさらのことである。例えば、英国法においては、犯人識別供述に補強証拠が必要である旨の認識が一般に共有されており、当初、補強証拠が存在しない場合には、同供述の危険性について陪審に説示することを、供述の信用性担保に用いるという考え方が示されていた。その後、Turnbull 判決(1977年)により、補強証拠の存否に関わらず、陪審に対する説示が十分であったか否かを重視し、目撃条件が良好であるなど識別供述の質が良い場合には補強証拠は不要であるが、悪い場合には必要とする見解が示されたとされる³⁰⁾。筆者は、このような法制度を直ちに検討すべきだと主張するものではないが、現行法を前提にしても、自由心証主義のひとつの在り方として、大いに参考になることは指摘しておきたい。

このように考えていくと、その延長線上に、これも自白の場合と同様、犯人識別供述を同じ犯人識別供述で補強することが観念できるのか、あるいは、同じ内容の供述が複数存在するからといって、単純に信用性が高まるとみてよいのか、といった問題が生じることになる。前者については、供述者を異にする犯人識別供述が別に存在する場合であっても、識別供述固有の危険性の存在は解消されないから、補強証拠としては、識別供述以外の形式のもの(例えば物証等の客観証拠)であることを要するとの考え方や、逆に、補強証拠の範囲を広げて、被告人のアリバイ主張が虚偽である場合には、それを補強証拠に使えるという考え方も示されている³¹⁾。ここで問題にしたいのは、これらの考え方のどれが正しく、どれが間違っているということではない。自由心証主義(刑訴法318条)の内実、判断者の自負心ではなく、むしろ謙虚さにあるべきで、そのことを考える契機として言及した次第である。次に後者についてであるが、複数の供述が犯人と被告人との同一性を肯定している場合であっても、犯人識別供述が有する固有の危険性には変わりはなく、安心できないと言わざるを得ない。その理由としては、犯人識別供述の信用性が、個々の供述者の誠実性如何というよりも、これまで再三述べてきた構造的な性質・危険性に左右されがちなものであること、犯人の外

30) 司法研修所編・前掲書注1) 108頁。

31) 司法研修所編・前掲書注1) 109頁。

見に特徴らしきものがある場合、多くの供述者は、それに影響を受けて、些細な共通点であるにもかかわらず、特定の人物を犯人と識別する傾向のあることなどが挙げられよう³²⁾。そもそも、犯人識別供述自体が不正確なものである上に、複数の供述内容の一致は、形式論理上は証拠の信用性を高める指標となるはずであるが、供述を誤導する何らかの要因（暗示、誘導、容貌上の相似点等）が共通して存在する場合には、逆に、証拠価値は著しく減殺されてしまうのである³³⁾。

2 供述主体の属性

犯人識別供述という、暗黙裡に、目撃者（第三者）が、犯行と同時に犯人をも目撃した場合、すなわち、客観的な犯罪事実が存在することを前提にその主体とおぼしき人物を認識した場合のことを指していることが多い。しかし、実際には、目撃者が、犯罪事実の存在を認識しないまま、その主体だけを目撃する場合もある。たまたま通りがかった第三者が、屋内で犯罪（例えば、住居侵入・窃盗）が行われたとは知らぬまま、屋外へ出てきて立ち去った人物を見かけたような場合が、これにあたるであろう。一般的に言って、前者の場合は、犯罪事実の生起という非日常的な場面と結びつけて、その主体を意識的に観察していることが多いので、記憶が具体的な形で保持される可能性が高い。これに対し、後者の場合は、それほど意識を集中して人物を観察しているわけではないので、その人物の容貌を具体的に記憶することは難しい。しかも、このような場合、供述者は、事後的に、「あの時、実は屋内では犯罪が行われていた」と捜査官から知らされ、それを前提に、自らの記憶を喚起することになる。その際、何らかの形で捜査情報にもとづく有形無形の暗示を受け、記憶が変容することも考えられよう。このように、「犯人識別供述」と一口にいっても、供述者が犯罪事実の存在を認識し、それを前提にその主体を観察する場合と、犯罪事実の存在を前提にせず、単にその場にいた人物の外見・容貌を観察する場合とがある³⁴⁾。どちらの場合であるかによって、犯罪識別供述が証拠として成立する経緯・構造が異なり、それに伴

32) 渡部・前掲書注11) 88～90頁。

33) 渡部・前掲書注11) 90頁。

34) 司法研修所編・前掲書注1) 43頁。

って信用性判断のポイントも異なってくるので、注意が必要である。

また、供述者が、犯人とされる人物を目撃した時点で、客観的な犯罪事実の存在をも認識していた場合のバリエーションとして、供述者が犯罪被害者である場合も考えられる。この場合、供述者は、犯罪被害を受けるという特異な経験をしながら、加害者を目撃ないし観察することになる。このことを、供述の質という観点からどう評価するかは、非常に困難な問題である。犯罪被害者は、加害者を間近に、しかも犯罪被害という特殊な経験に結びつけて観察したのだから、その犯人識別供述には、高い信用性が認められるという立論がひとつ可能である。その一方で、犯罪被害を受けた際の観察条件が良好なものであるとは限らず（例えば、目視困難な夜間であるなど）、狼狽や恐怖といった特殊な心理状態の下での目撃であることを理由にすれば、供述の信用性に疑問を呈することも十分可能である。実際の裁判例においても、当然のことながら、被害者の供述だからといって、一律に信用できるとか、できないとかという扱いがされているわけではない。観察条件や被害当時の心理状態等を具体的に認定した上、事案ごとに信用の可否の判断が示されている³⁵⁾。個別の事案を引用する余裕はないが、最後に、弁護の観点からみた今村核の言説を引用しておこう。今村は、犯罪被害者とされる証人が結果的に虚偽供述をしていた複数の事案を紹介した論考の中で、次のようにいう。「目撃者や被害者は、人の識別を誤ることがあり、また誤解により、犯罪がないのに、犯罪があったと思ひ込むことがある」、「彼らは、もともと『錯覚』したに過ぎないが、捜査における事情聴取や公判前の『証人テスト』で練習を繰り返しているうちに、無意識のうちにも捜査官に起源を有する情報を供述に取り込み、その情報が、みずからの体験記憶に起源を有するかのよう思い込んでしまうのである」、「実はここが一番怖いところである。証言台においては『嘘をついている』との自覚がなく、真っ正直な気持ちで間違った証言をする。それゆえ反対尋問も必ずしも有効ではない」、「この目撃証人の心理的なメカニズム……（中略）……は、記憶の汚染など全く意に介さず、自分たちが気に入る証言を手に入れるまで何度でも事情聴取や証人テストを繰り返すことを警察・検察に許容

35) 司法研修所編・前掲書注1) 42頁以下、45頁以下。

する法的なメカニズムと、見事に融合していると言ってよい。しかも、この心理的、法的メカニズムを往々にして裁判官が理解せず、『具体的、詳細で迫真性のある供述で信用性が高い』との表面的な理由だけで目撃者・被害者の証言の信用性を肯定し、誤った事実認定がなされることがある」³⁶⁾。立場によって異論もあろうが、弁護側から見た犯人識別供述の危険性を端的に述べたものとして、余すところがない。本節の結語代わりに引用したゆえんである。

3 年少者の識別供述

供述主体に着目すれば、年少者の識別供述をどう扱うかも、ひとつの大きな問題であり、半ば独立したジャンルと言ってよい広がりをもっている³⁷⁾。この問題が語られるとき、一般論として、年少者は成人に比して被暗示性が強いことが前提とされ、その危険性が強調されることが多い。すなわち、年少者は、質問者が一定方向の答えを望んでいることを敏感に察知し、意識してか、無意識のうちには別にして（ここが始末の悪いところである）、質問者の意図に迎合する供述をする傾向が強いというのである。ここまでは、ほぼ共通認識であると言ってよい。まとまった数の裁判例を網羅的に検討した司法研究報告においては、年少者の供述の信用性を肯定した裁判例も、逆に否定した裁判例も、暗示の問題を強く意識した上で判断していることが窺われると評されている³⁸⁾。

その一方で、実務は、年少者の供述だからといって、一律にその信用性が低いとみているわけでもない。年少者は表現力（とりわけ言語能力）が不足がちであるから、その供述するところを正確に理解するためには、ボキャブラリーに関する配慮・考察が必要となるが、知覚能力それ自体は、理解できる範囲内の事柄に属する限り、成人に比して決して不良ではなく、むしろ良好ですらあり得るとされる。例えば、裁判実務家の石丸俊彦は次のようにいう。「児童の知覚の能力は、環境現象に対し、その理解能力の限度内と限度外では著しく異なる。家庭内の出

36) 今村・前掲注12) 110～111頁。

37) 司法研修所編・前掲書注1) 123頁以下、法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会編・前掲書注7) 219頁以下、巖島行雄・仲真紀子・原聰共著『目撃証言の心理学』（北大路書房、2003年）76頁以下等。

38) 司法研修所編・前掲書注1) 127頁。

来ごと、学校での出来ごと、友人のこと、平常的に興味をもっている事柄……（中略）……、他人から伝えられた短い情報などに関しては、その知覚能力は成人に比して決して不良ではなく、むしろ的確ですらある。ただ日常的ではない事柄に関しては、対象に対する興味の強弱（成人の場合は注意力または観察力の問題であるが、児童の場合はそれよりも原始的即物的または感情移入的な「興味」が中心である）によって、その知覚は正確度が大きく左右される。その振幅の度合は、成人の場合より大である」³⁹⁾。一般論としては、そのとおりだと思う。前後の文脈を見ても、石丸は、上記引用部分に引き続き、「児童の表現は、その児童の所有するボキャブラリーで語られるのであるから、それを理解するにはその児童と同一次元に下って考えてみることである。……（中略）……徒らに生硬な成人の用語を押つけることは暗示と混乱を与えこそすれ、児童の知覚対象を理解する助けにはならないことを銘記すべきである」と述べており、そこに偏りや手落ちはないように見える。

しかし、実務家一般がこのような識見を有し、年少者の特性を十分理解した上で慎重にその供述を評価してきたのであるならば、徳島ラジオ商殺し事件⁴⁰⁾や甲山事件⁴¹⁾のような事態は、なぜ起こったのであろうか。徳島ラジオ商殺し事件においては、当初、外部犯行説にもとづき進められた捜査が難航し、担当検事により内部犯行説が見直された結果、その犯行仮説に沿う供述が、当時16歳及び17歳であった2名の住込み店員から録取され、確定審の有罪認定の主たる根拠となった。その一方で、確定審被告人たる母親の無罪主張に沿う内容をもった当時9歳の実娘の供述は、犯罪事実の存否にとってそれほど重要でないものとして排斥された。また、甲山事件においては、知的障害者の施設において園児が死体で発見された事案につき、被告人（当時の施設職員）が、当該園児を戸外に連れ出すのを見た旨の別園児の証言の信用性が問題となり、検察庁がこれを肯定

39) 石丸俊彦「供述心理（六）」捜査研究19巻2号（1970年）50頁

40) 同事件について論じた文献は多数あるが、社会学者の観点から評したものとして、稲木哲郎『裁判官の論理を問う』〔朝日文庫、1992年〕を挙げる。

41) 同事件についても語り尽くされた感があるが、心理学者の観点から問題点を論じたものとして、浜田寿美雄『証言台の子どもたち——甲山事件 園児供述の構造』〔日本評論社、1986年〕を挙げる。

する立場を採り続けた結果、無罪確定まで、約25年もの長期間を要した。これらの事案においては、年少者（知的障害者を含む。広い意味での「供述弱者」と言ってよい）の供述の評価を誤った結果、無辜の者が塗炭の苦しみをなめた。その一因は、職業法曹が積み上げてきた年少者の供述評価に関する注意則が、供述が証拠として存在することを前提に、供述を録取する者（警察官や検察官）ないし供述を評価する者（裁判官）の目線から論じられてきたものであり、必ずしも供述を録取される者（原供述者）の置かれた環境や心理に十分注意を払ってこなかったことにあるのではないか。例えば、石丸は、「性的事件における児童の詳細な供述などでは、警察や検察における尋問のさいにあらゆる暗示効果が回避されていても、児童の母親が児童に対して、警察の尋問の前に暗示的質問をしていたならば、それによる対象の歪曲を考えなければならない。したがってこのような事件の捜査にあたっては、児童に対する家族の最初の質問がどのようになされたかを、出来るだけ逐語的に確認する必要がある」と述べる⁴²⁾。一般論としてはまことにそのとおりであり、法律実務が供述評価に関して到達した地点の一端を示すものとして賛意を表するのにやぶさかではない。しかし、そこで述べられているのは、供述録取の仕方によって供述が歪曲され得ること、それゆえ初期供述の正確な録取や保存が重要であるとの一般論にすぎない。「児童」が「児童」であるがゆえの特性によって、どのような「歪曲」が起こり易いのか、原供述者である「児童」と供述録取者である「警察や検察」、場合によっては「母親」との人間関係においてどのような力学が働き、その結果が供述にどのように反映されるのか、これらの諸点については、説明はおろか、まとまった議論や分析すら、いまだ不十分というべきではないか⁴³⁾。

ともあれ、人間が言語を使って何かを表現する、供述というダイナミズムに関する意識が必ずしも十分でなかったことが原因（の少なくともひとつ）となって、徳島ラジオ商殺し事件や甲山事件のような事態が生じた。われわれは、供述を録

42) 石丸・前掲注39) 51頁。

43) このような作業が法学だけで可能であるかについては疑問があり、私見としては、心理学をはじめとする諸科学の知見を積極的に採り入れるべき時期に来ていると考えるが、別稿を立てて論ずべき大きなテーマでもあり、本稿ではこれ以上触れない。

取したりそれを評価したりする以前の段階、非日常的な雰囲気と人間関係の力学の下で、発問する側と応答する側の相互作用により言語が紡がれる供述の現場に注意を払うべきだと思われる。その意味で、仲真紀子が紹介する以下の心理学的知見は、何度でも玩味すべき内容を含んでいるように思われる。仲によれば、年少者は、質問を次のように解釈してしまいがちであるという。①質問には必ず「答え」がある。質問されるからには、その内容は実際にあったことに違いない。②大人は「答え」を知っている。③答えるまで質問され続ける。質問が終わるということは、正解を言ったからに他ならない。④答えると褒められる。質問に答えなかったり、「わからない」、「知らない」と言うと、頭が悪いとか非協力的だと思われる。⑤質問が繰り返されるとということは、前の答えは間違っている、別のことを言わなくてはならない。以上である⁴⁴⁾。私見によれば、上記①～⑤は、年少者に限らず、取調べという特殊な磁場におけるコミュニケーションの一般則を述べたものであり、それが分かり易い形で現れるのが、被供述録取者が年少者や知的障害者の場合であると思われる。この理は、犯人識別供述にとどまるものではなく、供述証拠一般に敷衍されるべきであろうが、識別供述においては、犯人の識別・同定過程という外部からの働きかけを受け易い過程を含む分だけ、問題が表面化しやすいということなのであろう。

V 実証主義的な議論の重要性

1 自民党本部放火事件

犯人識別供述についてこれまで述べてきたところは、語弊はあるかもしれないが、いわば一般的な注意準則のレベルの問題に過ぎない。実際の事件に適用する場面では常にその応用が問題になる。注意準則を形式的に適用しただけでは、当該事案における事実関係の発見には至らず、むしろ弊害すら生じかねない。注意準則程度のことは、訴追の現場にいる警察官や検察官も十分意識している。その結果、訴追機関によるスクリーニングを経て、公判に事実関係が提示される場合

44) 巖島行雄ら著・前掲注37) 89頁。

には、必ずと言ってよいほど、一般的なレベルの準則はクリアされたかのような外形をまとって現れる。このような現実を前提にすると、形式的な注意準則の適用には、訴追側によって整えられた識別供述の信用性を肯定し追認するだけの結果に終わる危険性もある⁴⁵⁾。その意味で、実務にとって最も重要なことは、一般的なレベルの注意準則（それは大きな方向性の問題に過ぎない）にとどまることなく、当該事案における識別供述の信用性を吟味する個別具体的な注意則のレベルにまで判断基準を落とし込み、事実認定をより実証主義的なものにするることである。そのためには、既に幾つかの事件で実践された、法律学と心理学の協働による模擬フィールド実験の手法を参考にするのが有益である。本稿では、その代表的なものとして、自民党本部放火事件の弁護士・一瀬敬一郎によって紹介された、同事件における実践例を取り上げたい⁴⁶⁾。

同事件は、政治団体（中核派）に属する被告人が⁸⁾、昭和59年9月19日午後7時35分ころ、東京都千代田内の自由民主会館（9階建て。自由民主党本部が存在する）を時限式火炎放射装置を用いて放火したとして起訴された、現住建造物等放火、道路運送車両法違反の事案である。犯人性が争点となり、検察官は、3人の目撃証人により被告人が犯人と同一人物であることを立証しようとした。対する弁護団は、主要な2人の証人につき、心理学者がスーパーバイズして模擬フィールド実験を行い、その結果を証拠化し提出して、目撃証言の信用性を弾劾した。一審判決（東京地裁）⁴⁷⁾は無罪。控訴審判決（東京高裁）⁴⁸⁾も検察官控訴を棄却して、被告人の無罪が確定した。

2 Y証言について

主要な目撃証人2人のうち1人目の証人は、当時警視庁赤坂警察署に勤務して

45) 木谷明＝中川孝博＝白取祐司「鼎談・刑事裁判の理念と事実認定」法律時報77巻11号6頁、19頁の木谷発言参照。同発言は、注意準則が有罪判決起案のマニュアルになりかねない危険を指唆する。

46) 一瀬敬一郎「目撃供述の信用性と心理学鑑定——模擬フィールド実験的アプローチを中心に」小田中聰樹ほか編『誤判救済と刑事司法の課題 渡部保夫先生古稀記念論文集』〔日本評論社、2000年〕409頁。

47) 東京地判平3・6・27判例時報1430号3頁。

48) 東京高判平6・12・2判例時報1533号25頁。

いた警察官 Y (男性、36 歳) である。Y は、事件発生の時間帯に、権田原交差点 (東京都港区) 前の東宮御所警備派出所で立番勤務中、後に警察が逃走車両と認定した車を注視して目撃し、かつ、その助手席に乗っていた人物を目撃した旨を証言した。供述の契機をみると、Y は、事件発生後から 12 日目の 10 月 1 日に、勤務先の赤坂警察署に張り出されている逃走車両の写真を見て、立番勤務中に目撃した車であることを思い出し、上司に申告したとされる。目撃から 17 日目の 10 月 6 日に最初の犯人識別を行い、その際、車の助手席に乗っていた男として、写真帳の中から被告人の写真を選んだ。しかし、Y 証言は、当初から脆弱なものであった。Y は、法廷において、車に関しては、①車種がライトエース、②車体の色は青色、③ドアに「高松運輸」の白い文字、④その文字はレタリング調、⑤信濃町方面から派出所前に来た、⑥交差点手前の停止線より先に出てきて横断歩道の手前で停車していた、⑦左折して迎賓館方向へ行った、⑧助手席の窓が開いていたなどと述べた。また、助手席の人物に関しては、⑨男性で、⑩40 歳くらい、⑪服装はカーキ色のジャンパー、⑫髪は油無しでやや長め、⑬顔の輪郭は角張った顔、⑭眼鏡無しなどと詳細に特徴を述べた。他方、裁判所は、目撃と同じ時刻 (午後 7 時 22~23 分頃) に、権田原交差点において、全ての交通を遮断した上、実験車両 1 台だけを走行させて検証を実施した。走行車両及び助手席の同乗者を初めから注視できる状況で、同乗者の人相等の識別がどの程度可能なものかを明らかにしようとしたのである。ところが、実際の目撃より格段に良好な条件下で実施されたにも関わらず⁴⁹⁾、助手席の人物の年齢については、「少年や老人ではない」という程度の視認結果しか得られなかった。このように、Y 証言の内容については、そもそも疑問が留保される性質のものであったのである。

加えて、弁護団は、1 審の審理において、模擬フィールド実験を実施し、その結果を法廷に顕出した。その内容は次のようなものである。弁護団は、36 名の大学生を被験者として用意し、午後 7 時過ぎ頃、権田原交差点の警備派出所前に 20 分間立たせて交差点内を観察させた。観察中に、Y 証人が目撃したのと同じ

49) 裁判所の検証実験においては、事件当時の交通量を捨象し、実験車両 1 台だけを注視することが求められたことに加え、事件当時の天候は小雨混じりであったとされる。

文字（高松運輸）をドアに貼り付けた同種車両（グレーのワゴン車）に、助手席に人（30歳の男性）を乗せて、同交差点を走行させた。観察前に、被験者には、「通行する車と搭乗している人物を観察してもらう。とくに幌付き車、ライトバン、ワゴンの商用車を注意して観察して欲しい」旨の指示をしてある。ただし、別の実験目的が伝えられており、記憶の再生を行うこと（観察した車や人物に関する同定を後に求めること）については伏せてある。そのような設定の下で、被験者に対し、Y証人の記憶保持期間に合わせて目撃から12日目にインタビュー調査を行い、併せて写真選別も行った（写真選別については、Y証人よりも5日間早い時期に実施したことになる）。その結果の概要⁵⁰⁾は次のようなものであった。特定車種の車両を注意を払うようにとの指示が効いたのか、実験車両の写真を見せての再認率は、再認が12日後に行われたことを考慮すると、比較的高いものであった。その一方で、(1) 助手席の人物に関する質問については、人物を特定する方向で具体的な内容になるほど、覚えていると回答する被験者は少なくなった。すなわち、「助手席に人が乗っていたか」という問いには、不確かなものも含めて合計8名（22%）がこれを肯定したが、人物像を聞き出す、「助手席の人物を覚えていますか」、「助手席の人物の特徴は」といった問いに対しては、回答できた者は、それぞれ2名ずつに過ぎず、これらの者も人物の容貌については再生できなかった。もともと権田原交差点は1時間に4000台を超える大量の交通量のある交差点である。このことを併せ考えると、Yが証言するように特定の車両に注意を向けたとしても、助手席の人物の容貌にまで強い注意を向け続けることは、人間の注意力の限界を超えるものと言わざるを得ない。したがって、目撃した一定期間の後に車両を写真で再認できたとしても、助手席の人物の容貌まで覚えていることは不可能である。以上のような仮説が、一応エビデンス・ベースで構築可能となったのである。次に、(2) 目撃から12日後のY証言の詳細さが不自然であることも明らかとなった。前記のとおり、Yは、助手席の人物に関し、前記⑨～⑭のような詳細な特徴を述べていたが、上記(1)で検討したところによると、12日後に助手席の人物に関して詳細な記憶を有していること

50) 一瀬・前掲注46) 418頁以下。

については、疑問を禁じ得ない。また、上記の実験結果においては、実験車両の車種と色を覚えている者は、車両に表示された文字（「高松運輸」）の記憶が乏しく、逆に、文字を覚えている者は、車種と色の記憶が乏しいことがデータの示された。そうすると、Y証人のように、車種と色のほか、文字も覚えていることについては、具体的な疑問が提示されたことになる⁵¹⁾。さらに、Y証言に関するフィールド実験について最も興味深いのは、(3) 12日後（Yによる現実の識別より5日間早い）のインタビューの最後に行った助手席の人物に関する写真選別において、正しく選んだ者は皆無だったことである。この点に関する結果を詳しく見ると、写真を選別した被験者は僅か3名にとどまり、他の被験者は自信がないという理由で選別すらできなかった。このこと自体が、Y証言の信用性を大きく減殺するものといえるが、当該実験の周到なことは、例外的に一人の被験者にのみ、あらかじめ実験の目的を教え、12日後に再認実験を行うと伝えておいたことである。つまり、被験者の中には一人だけ、助手席の人物にも注意力を保つ条件を備えた者を忍ばせておいた。ところが、この被験者においても、助手席の人物の顔を記憶し再生することはできず、写真面割でも写真を選別することはできなかった。この事件の弁護人であった一瀬は、これら（上記(1)～(3)）を総合して考えると、Y証人のような目撃条件下においては、特定の走行車両に着目し、かつ助手席に同乗していた人物にも注意を向けていたとしても、目撃から17日後にその人物を写真帳の中から識別できるほど具体的に記憶していることは、ほとんど考えられないと評している。上記模擬フィールド実験が具体的かつ周到に実施されたことに照らせば、牽強付会という批判はあたるまい。このような事実認定論を引き出したのは、机上の議論にとどまらず、ひとえに実証主義的な議論とそれを裏付ける証拠（evidence）の収集に徹したからである。

51) 一審判決は、Yが助手席の人物と車両の特徴について詳細な証言をしていることを紹介した上で、「ほんの短時間の目撃で、しかも、正面から見る機会がなかったにもかかわらず、このように多数の特徴に注意できたかどうかについて疑問も残る」と述べる。判例時報1430号14頁。

3 T証言について

取り上げるべき2人目の証人は、当時シーケーディー東京販売株式会社蒲田営業所に勤務していた店員T(女性、24歳)である。自民党本部放火事件においては、前記のとおり、火炎式放射装置が使用されたが、同装置を構成する部品の電磁弁につき、その販売履歴が捜査の対象となった。警察は、事件から2か月余経った昭和59年11月27日、上記営業所を訪れ、店の伝票を調べて、同日から数えて約4か月前の同年8月1日、電磁弁10個を「協和電機の小島」と名乗る顧客に販売した記録(物品受領書)を発見した。警察は、この物品受領書を示しつつ、Tに電磁弁販売の事実の有無について尋ね、Tはこれを認めた。警察は、翌28日にも事情聴取を行い、Tは、「小島」への販売状況やその容貌について供述した。さらに、Tは、同日、写真面割において、「小島」と名乗った客として被告人の写真を選んだ。Tは、店内のカウンター前や机付近など場所を変えながら「小島」を見たものであり、視認時間は、隣の倉庫に電磁弁を取りに行った時間を含めて5分間程度であった。

検察官は、一審において、Tは、(ア)「小島」なる人物は、物品受領書にサインする際に同書の左下角を左肘を押さえてボールペンを垂直に立てて非常にゆっくりとサインしたが、それは普通ではあり得ない特異な動作であった、自分もサインの際に物品受領書の上部を押さえた、(イ)現金で電磁弁を求める客は通常1個か2個しか購入しないのに、「小島」は10個も購入した珍しい客である旨証言したことを強調し、T証言は信用できると主張した。たしかに、この論法には説得力があるように見える。一般的な注意準則に照らせば分かるとおり、体験の特異性は、記憶の質を高める具体的要素であると思えるからである。事実、無罪の結論に至った一審判決も、T証言には一定の信用性を認めた⁵²⁾。そこで、弁護団は、控訴審において、T証言の信用性を弾劾すべく、改めてフィールド模擬実験を行った。その手順は、次のようなものである。電磁弁を実際に店舗で購入する実験を行うが、その際、①「協和電機の小島」を名乗って事前に電話し、購入希望の商品があるかを確認する。②店舗を訪問し、挨拶して購入希望の商品

52) 判例時報1430号21~24頁。

名を告げる。③店員から商品の説明を受けた上、購入商品と数量を決める。店員が棚や倉庫から商品を取ってきて、カウンターに置く。④代金を支払うとともに、名刺（「協和電機」と住所・電話番号が記載され、担当者欄が空白のもの）を出して、担当者欄に「小島」とサインする。サインはペンを立てるようにして、ゆっくり丁寧に書く。⑤挨拶をして店を出る。⑥なお、T証人が実際に受けた知覚レベルより明らかに強い刺激を与えるように、購入者は左手首に包帯を巻いて店舗を訪れ、左手が不自由であることを理由に、名刺にサインする際に店員に名刺を押さえてくれるよう依頼した。また、支払いはすべて小銭で行った。このような手順で商品の購入を行い、約3か月後（Tの場合は約4か月後）、心理学者が店舗を訪れて、被験者の店員にインタビューした。具体的には、実験を兼ねた商品購入であったことを説明し、領収書や名刺を手掛かりとしつつ、購入者がどんな特徴を持った客だったかを聴き取り調査した。記憶を自由に再生させた後、人物・出来事に関する質問をし、最後に150枚の写真帳から購入者を選ばせた（Tの場合は364枚）。その際、選別の前後に、それぞれ選別に関する自信度も聴き取った。このようにして86名から有効な回答を得た。その結果は、写真選別で正しく対象者を選んだ者（ヒット群）が8名（9%）、写真選別を誤った者（はずれ群）が49名（57%）、写真選別をしようとしたが思い出せないので途中で選別を諦めた者（選べず群）が21名（24%）、初めから写真選別を辞退した者（記憶なし群）が8名（9%）というものであった。

上記ヒット群について、聴取調査の内容に着目し、ヒットしたことと統計的に有意な関連性がある要因に着目したところ、販売者（店員）側の主観的要因として、(1) 商売上の関心を持った、(2) 購入者に特異性を感じた、(3) 購入方法に特異性を感じたなどの諸要因が抽出された。(1)に関する具体的な回答の中身は、「需要があるのかなと考えた。商売になれば非常にいい」、「この後も続いて商売にならない」、「取引を続けたとき信用できるか心配」などであり、要するに、「商売上の関心」とは、販売店の店員が商品販売に関連して誰もが持っている、経済的信用や購入商品の用途を中心にした客への一般的な注意に他ならない。(2)については、「（協和電機という会社名を名乗っているのに）明らかに商売人ではない感じの客だった」、「（小売店ではないので紹介者無しの客は来ないの

に、)突然わずかな量の商品を現金で買いに来たこと自体が不自然で目立つ客であった」、「名前の書いていない名刺を持ってきた目立つ客だった」であり、上記「商売上の関心」と実質の内容は同じであることが分かる。また、(3)については、会社名での購入だというのに、買う物自体を値段で急に換えたり、単に取りあえず買うという感じだったり、購入目的が不明確であるなど、極めて不自然な買い方であったことを指摘するものが大勢であり、その内容からすると、これもまた、経済的信用や商品の用途を中心にした上記「商売上の関心」と本質を共通にするものであるといえる。以上からすれば、T証人が「協和電機の小島」を名乗った客に向けたであろう注意の水準は、ある程度の勤務経験を持った(T証人のそれは4年近くであった)販売店の店員が客に向けるべきことが通常期待される水準の注意に他ならず、特別に高度な水準の注意というわけではない。そうだとすると、一番で検察官が強調し、一審裁判所も肯定した前記(ア)、(イ)の点は、信用性肯定の論拠として難しくなる。来店した顧客が、(ア)電磁弁を現金で10個買ったからと言って、あるいは、(イ)代金支払いの際に物品受領書に少し奇妙なサインの仕方をしたからと言って、継続的な取引への期待や、逆に、経済的信用に対する不安に直接つながるところはなく、上記「商売上の関心」とは関連性が薄い。したがって、販売店の店員として、この点に関する一般的な水準の注意を保っていたに過ぎないと思われるT証人が、上記(ア)、(イ)の点に明確な印象を受けたとは思われないからである。実際、Tは、法廷において、電磁弁の個数について、「その時はあまり、10個かぐらいしか思いませんでしたけど、あとから物品受領書を見せられた時に10個だったんで……何とっていいかな……それが、あとから10個ということは、多かったからということで記憶に残ったというんじゃないんでしょうか……」などと証言しており、販売の現場で「10個」という個数に特に明確な印象を受けたわけではない旨を暗に自認している。また、特徴あるとされるサインの仕方についても、「(肘で押さえたことに訳があったように見えたかと尋ねられて)この人はこういう人だと思いました……ちょっとはおかしいと思いましたけど、そんな、人がやることにあれですよね。追及するわけでもないし」とか、「(ボールペンを立てて書く理由について尋ねられて)そういう癖だと思いました」などと証言しており、これら証言

の内容に照らしても、T証人が「小島」に対し強い注意を向けていたとは考えにくい。

また、この模擬フィールド実験では、次のような結果も得られた。目撃状況がT証人の場合より有利であるか、少なくともほぼ同等な事例として、①店舗特性として来客数が1日20人以下で、うち初見の客が6人以下（Tは推定10人）、②購入者の滞在時間が10分未満（Tは推定5分）、③会話量が1000字未満（Tは推定300～500字）、④事後に話題にしたり、記憶再生に関するリハーサルをしていないという諸条件を満たす41例を抽出したところ、写真選別でヒットしたものは1例もなかった。とするならば、T証人と同等の目撃条件では、顔の識別はほぼ不可能に近いといえそうである。その一方で、選別前の自信度調査で「まったく自信がない」と答えた20名のうち、12名（60%）が間違った写真を選別したとのデータも得られた。しかるに、T証人は、当初、「よく覚えていないから見ても分からない」旨述べて写真選別に消極的であったところ、警察官から「なんか見たような人がいたら、何枚でもいいですから選んでください」と勧められて、被告人の写真を選別するに至った。このような経緯を上記データに照らして考察すれば、当初自信がないと述べていたTの犯人識別は誤ったものである蓋然性が高い。以上の理が、一応のエビデンスに基づいて立論可能となったのである。

これらの実験結果が証拠化されて提出されたことを受けて、控訴審は、次のように判示し、検察官の控訴を棄却する論拠とした。以下、注目すべき判示部分を列挙する。まず観察条件の点について、Tは、「会話とはいっても、客と対応した店員という関係において、伝票を書くときや品物あるいは納品書等を渡すときに事務的な最小限の言葉を交わしたにすぎず、客の容貌等を印象づけるような内容のものではない」、「Tが『小島』に対して、今後継続的に取引をしてほしいといったような職業上の関心・興味を抱いたような形跡も見当たらない」、「『小島』の容貌に関して、誰某に似ているといったような特定の人物に関連づけて記憶にとどめるとか、同人に特に好悪の感情を抱くといったような個人的な関心を抱いた形跡もない」。次に、電磁弁の個数については、「10個という数は同営業所在庫している範囲内の数で、他の営業所から急きょ取り寄せなければならな

いほどの数ではない。T証人が10個という数の多さに驚き、客に用途を尋ねるとか、販売後に店員らの間において数の多さを話題にした形跡も見当たらない。検察官が特徴的であると主張したサインの仕方については、Tが「客の『小島』に不審感を抱き、特異な人物として注目した様子は窺われない」、「電磁弁の販売個数であれ、サインの仕方であれ、Tを含め、店員らが販売後にそのことを話題にしたふしはないばかりでなく、T自身、約4ヶ月後に警察官が事情聴取に来るまで、『小島』への販売やその容貌について一度も思い出したことはない旨証言しているのであって、Tにとっては、『小島』への販売がさほど異常な出来事ないしは関心を引く出来事ではなかったことが窺われる」。さらに、Tがサインの仕方について供述するに至った経緯については、「警察官から初めて事情聴取されたのが約4ヶ月後というのであるから、日常業務の一場面を生々の記憶として詳細まで覚えているのはかえって不自然といえなくもなく、Tの詳細なる供述は、物品受領書に残された痕跡すなわち販売日時、商品名、数量、金額、客のサイン、特に震えを帯びた特異な筆跡などを手掛かりとし、これに日常業務からの知識や類推をまじえて記憶を再構成した結果に基づくと解する余地がないわけではない」⁵³⁾。

いずれも非常にまっとうな判断であると筆者には思われるが、どうであろうか。とりわけ、最後の一文は、人間が供述という形式で語る記憶というものの危うさを見事に看破したものとして、事実認定の教科書とってよさそうである。その事実認定を可能にしたのは、抽象的・表面的なレベルの信用性判断の注意準則に安易に依拠することなく、実証主義的な模擬フィールド実験の知見に活路を求めた弁護側立証の成果であった。改めて銘記すべきであるように思われる。

53) 判例時報1533号36～37頁。